

[事案 22-35] 入院給付金請求

・平成 23 年 1 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

慢性肝炎及び頸腕症候群等で 2 回入院したが、約款に定める「入院」に該当しないことを理由に、いずれの入院についても入院給付金等が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 10 月に医療保険に加入、加入直後の同月上旬から翌月 11 月中旬まで慢性肝炎で 30 日以上入院(第 1 回入院)した。退院後、仕事中に腰を痛め医師に診てもらったところ、入院を勧められ、同年 11 月下旬から翌月 12 月下旬まで頸腕症候群、腰椎症、根性坐骨神経痛で 30 日以上入院(第 2 回入院)した。

そこで入院給付金等を請求したところ、相手方会社は、自宅での治療が困難であった状況がなかったとして、いずれの入院についても支払いを拒否され、入院給付金を支払ってくれない。入院したのは、医師の指示に従ったことであり、途中で退院させて欲しいと言ったが、医師から数値が下がるまではダメと言われ許可が得られなかった。医師からの勧めで入院したのに、自宅での治療が困難であった状況が認められないのは、納得出来ないもので、入院給付金等を支払って欲しい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の入院治療は、約款に定める「入院」の定義(「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」)に該当しないため、入院給付金等の請求に応ずることはできない。

(1) 第 1 回入院について

申立人は、保険申込みの 2 日後から入院しているが、入院直後より、長時間(半日から終日)にわたる外出(10 日)・外泊(6 日)を頻繁に繰り返しており、常に医師の管理下にあったとは言えない。また、治療内容も、点滴または服薬であり、外来治療できる内容である。

(2) 第 2 回入院について

入院日当日から外泊していることから、独歩入院が可能で ADL(日常生活動作)の制限もなかったものと考えられる。その後も外出(16 日)・外泊(3 日)を頻繁に繰り返しており、常に医師の管理下にあったとは言えない。

<裁定の概要>

本件においては、申立人の入院が、約款上の「入院」にあたるかが問題となるが、その判断にあたっては、主治医の診断のみならず、入院時の医学水準・医療的常識に照らして、客観的、合理的に必要な入院に限られると解するべきとするのが、判例・通説である。

裁定審査会では、申立人の入院に、客観的、合理的な必要性、相当性があったか否かに

ついて、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 第1回入院について

第1回入院について、下記のとおり、「自宅等の治療が困難であり」「常に医師の管理下において治療に専念する必要性があった」と判断することは困難であり、入院給付金の支払を拒絶した相手方会社の対応は不適切であったとは言えない。

(1) 入院の状況について

申立人は、「慢性肝炎」との診断で入院しているが、カルテ、看護記録、調査会社の確認報告書等による申立人の入院の状況は、下記のとおり、重篤な症状であったとは考えられず、慢性肝炎患者の入院適応ではなかったと判断される。

- ① 看護記録によると、申立人は、入院翌日より外出しており、以後、繰り返し外泊、外出の記録がある。
- ② 入院を指示した理由について、主治医は、「自宅にいとアルコールを飲んでしまい、又肝障害をきたすので、はっきりアルコールを飲まない状態を確認したかったのです。」と回答しているが、外出・外泊時にアルコールは良く飲んでいたのであるとも回答している。

(2) 入院目的の合致について

申立人の入院は、医師の指示によるものであるが、その目的が、「アルコールを飲まない状態を確認したい。」という趣旨であるとする、申立人は、外出して、頻繁にアルコールを飲んでいるようであることから、目的に合致した入院治療を行っていたと言いはない状態であったと考えられる。

2. 第2回入院について

主治医の、腰痛がひどくて、安静加療が必要であるとの判断で入院しているが、下記のとおり、「自宅等の治療が困難であり」「常に医師の管理下において治療に専念する必要性があった」と判断することは困難で、入院給付金の支払いを拒絶した保険会社の対応は不適切であったとは言えない。

- (1) 申立人は、看護記録によると、入院の翌日以降、看護師に腰痛を訴えることもほとんどなく、入院直後から、無断外出するなどベッド上で安静にしていることがなく、ほとんどの時間部屋に不在であった。
- (2) 入院5日後には、外出して外で仕事をしていることから、申立人に入院しなければならないような腰痛があったと認めることは困難である。
- (3) 治療内容も、投薬、トリガーポイント注射、腰椎牽引、ホットパック等通院で十分可能なものばかりである。